（様式第１号の２）

自動車営業設備の概要（食肉処理業）

営業許可については、本票に基づく申告内容を前提としたうえで許可するものであり、内容を変更する場合は、食品衛生法施行規則第71条の規定に基づく変更届出が必要となることがあります。

また、申告内容で衛生状態が確保できない場合は、設備の改修等を行っていただく必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業者氏名 | |  |
| 施設の名称、屋号又は商号 | |  |
| 基地施設  所在地 | 自動車保管場所 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食肉処理業 | 処理する鳥獣の種類（　　　　　　　）、計画処理頭数（　　　頭/日） | 保健所  確認欄 |
|  |
| 営業車の概要 | 自動車登録番号（　　　　　　　　　　）、車台番号（　　　　　　　　　　）、  車種（　　　　　　　　　　　　） |  |
| 手洗い設備 | 流水受槽式設備　材質等（　　　　　　　　　　　　）、  手指再汚染防止構造の水栓（踏込式・レバー式・センサー式・ボタン式　　　　　　　） |  |
| 洗浄設備 | 流水受槽式設備　（　１槽　・　２槽以上　）  材質等（　　　　　　　　）、消毒方法（　　　　　 　　　　　　　） |  |
| 給水量 | L　　　□60℃以上温湯　□83℃以上熱湯  □温度計（生体又はとたいを処理する場合）  給湯設備（電気湯沸器・その他　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 廃水貯留設備 | 蓋付きポリタンク　　　　　L　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　L　） |  |
| 製品用冷蔵設備 | 冷蔵庫　　・　　冷凍庫　　　□温度計（必須） |  |
| 不可食部分保管容器 | 蓋付きポリバケツ　・　その他 |  |
| 廃棄物容器 | 蓋付きポリバケツ　・　その他 |  |
| 血液加工用設備 | 原材料用：冷蔵庫・冷凍庫　　□温度計（必須）  原材料貯留槽・分離機・運搬用具用洗浄槽　　□原材料となる血液を運搬しない |  |
| 作業着・帽子 | 専用の作業着　・　帽子　・　マスク　・　その他（　　　　　　） |  |
| 清掃用具 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |